

泉布観・旧桜宮公会堂・泉布観地区保存活用計画(仮称)作成支援及び検討調査等 業務委託 募集要項 (公募型プロポーザル)

1 案件名称

泉布観・旧桜宮公会堂・泉布観地区保存活用計画(仮称) 作成支援及び検討調査等業務

2 業務内容に関する事項

(1) 業務目的と概要

泉布観(重要文化財)は、平成10・11年に実施した耐震補強調査時より、更なる耐震性の低下の可能性を踏まえ、改めて耐震補強調査を実施したうえで、耐震・修理工事を実施する必要がある。また、旧桜宮公会堂(正面玄関が重要文化財)は、平成25年度から民間活用しているが、雨漏りや雨水浸食による経年劣化が問題となっており、修理工事を実施する必要がある。なお、両重要文化財は泉布観地区(史跡)上に建てられており、建物の保存・活用のために行う当該工事にかかる掘削や現状変更内容などについては、史跡活用の観点からも検討する必要がある。

本業務は、泉布観・旧桜宮公会堂・泉布観地区について、上記課題等に対応していくため、耐震補強調査や現状調査等を実施し、外部有識者で構成される委員会の運営を支援するとともに、保存方針をまとめ、保存方針に矛盾しない活用方針をまとめたうえで、耐震・修理工事など適切な保存・活用を図るために必要な事項・措置等の内容を定めた保存活用計画を作成支援することを目的とする。

(2) 業務内容

具体的内容については別紙1『泉布観・旧桜宮公会堂・泉布観地区保存活用計画(仮称)作成支援及び検討調査等業務委託 仕様書』(以下「仕様書」という。)を参照のこと

(3) 契約上限額

2年総額 金 87,586,400 円(消費税及び地方消費税を含む。)
(各年度の上限額)

令和7年度 45,100,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和8年度 42,486,400 円(消費税及び地方消費税を含む。)

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 履行場所

本市指定場所

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 発注者から提供する資料等

①泉布観にかかる図面(CADデータ:平面図、立面図、屋根伏図、展開図)

- ②旧桜宮公会堂にかかる図面（PDFデータ）
 - ③泉布観地区史跡範囲図面（PDFデータ）
 - ④平成10・11年に実施した耐震補強調査にかかる報告書（PDFデータ）
- ※①②（一部、参考資料参照）は契約締結後に受託者に、③④は現地説明会参加申込者又は本プロポーザル参加申請者に提供する。

3 契約に関する事項

（１）契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不適当であると認められる場合は、契約を締結しないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

（２）委託料の支払

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

（３）契約条項

別紙２「業務委託契約書」参照

（４）契約保証金

契約保証金	免除
保証人	不要

（５）再委託について

ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

4 参加資格

次に掲げる条件の全てに該当すること。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 直近 1 ヶ年において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。

ウ 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

オ 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

カ 平成 27 年度以降、国庫補助事業で文化庁指導のもと国指定文化財建造物又は国指定史跡の保存活用計画作成支援にかかる契約履行実績（ただし、履行中のものを除く。）を有すること。

キ 以下の要件を満たす技術者を業務実施体制に配置できること（管理技術者と主任技術者は兼任可）。

①管理技術者及び主任技術者

次のいずれにも該当すること。

- ・ 建築士法に基づく構造設計一級建築士、又は建築士法に基づく一級建築士免許取得後に建築士法施行規則に基づく実務の経験を 5 年以上有する者
- ・ 過去 15 年間（平成 22 年度から令和 6 年度まで）で文化財保護法に規定する重要文化財の建造物（組積造）の耐震補強設計業務において 1 件以上の実績を有する者

②照査技術者

次のいずれにも該当すること。

- ・ 文化財建造物修理主任技術者（文化庁主催の当該技術者講習会普通コース又は上級コースの課程を修了した者）
- ・ 過去 15 年間（平成 22 年度から令和 6 年度まで）で文化財保護法に規定する重要文化財の建造物（組積造）の耐震補強設計業務において 1 件以上の実績を有する者

ク 2 つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記アからオの条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。ただし、カ及びキについては、構成員のいずれかが満たしていればよいものとする。

(ア) 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。

(イ) 参加申請以後における代表者及び構成員の変更は原則として認めない。

(ウ) 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

- (エ) 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
- (オ) 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。
- (カ) 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

● 公募開始	令和7年4月15日（火）
● 現地説明会申込期限	令和7年4月18日（金）
● 現地説明会	令和7年4月23日（水）（予定）
● 質問受付期限	令和7年4月30日（水）
● 質問に対する回答	令和7年5月15日（木）（予定）
● 参加申請関係書類の提出期限	令和7年5月20日（火）
● 参加資格審査結果通知	令和7年5月26日（月）（予定）
● 企画提案書類の提出期限	令和7年6月 3日（火）
● プレゼンテーション審査	令和7年6月18日（水）（予定）
● 選定結果通知	令和7年6月下旬（予定）
● 契約締結・事業開始	令和7年7月上旬（予定）
● 事業完了	令和9年3月31日（水）

6 応募手続きに関する事項

（１）現地説明会の開催

普段公開していない泉布観及び泉布観煉瓦倉庫内部の視察を目的とした現地説明会を開催する。参加には、以下のとおり事前申込みを必要とする。

現地説明会への参加は任意であり、現地説明会に不参加でも本プロポーザルに参加できる。

なお、現地説明会への参加は、本プロポーザルに参加する意向のある事業者又は参加を検討している事業者に限る。

ア 開催日時

令和7年4月23日（水）（予定）

午前10時から午後5時までの間で1者あたり約1時間（予定）※雨天決行

イ 開催場所

大阪市北区天満橋1丁目1番1号

泉布観地区内

ウ 申込方法

「公募型プロポーザル現地説明会参加申込書」（様式1）を下記9の提出先まで提出すること。持参のほか、Eメールによる申込を可とするが、Eメール送付後は必ず電話確認を行うこと。電話確認を行わなかった場合は、現地説明会に参加できないことがある。

※Eメールによる申込の場合は、「件名」に「説明会申込：泉布観・旧桜宮公会堂・泉布観地区保存活用計画(仮称)作成支援及び検討調査等業務委託」と明記すること。

エ 申込期限

令和7年4月18日（金）午後5時まで（必着）

※事前申込のない者は、現地説明会への参加は認めない。

※電話や口頭での申込は受け付けない。

オ 集合時間及び集合場所の詳細等にかかる通知

参加申込者に対し、集合時間及び集合場所の詳細等を令和 7 年 4 月 22 日（火）（予定）に、様式 1 に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

カ その他

- ・参加は、1 事業者 4 名までとする。
- ・集合時間に遅れた場合であっても、現地説明会の時間延長は行わない。
- ・現地説明会での質問は一切受け付けない。
- ・現地では発注者の指示に従うこと。
- ・上記 2（7）③④を、上記オの通知と合わせて提供する。

（2）質問の受付・回答

ア 受付期間

公募開始日から令和 7 年 4 月 30 日（水）午後 5 時まで（必着）

イ 提出方法

「質問書」（様式 2）に箇条書きで記載し、下記 9 の提出先まで提出すること。持参のほか、E メールによる提出を可とするが、E メール送付後は必ず電話確認を行うこと。電話確認を行わなかった場合は、質問に回答できないことがある。

※E メールによる提出の場合は、「件名」に「質問：泉布観・旧桜宮公会堂・泉布観地区保存活用計画（仮称）作成支援及び検討調査等業務委託」と明記すること。

※電話や口頭（説明会含む。）での質問は受け付けない。

ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和 7 年 5 月 15 日（木）（予定）に大阪市経済戦略局ホームページに掲載する。

（3）参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

ア 提出書類

【単独法人等】

(ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式 3－1）

(イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式 5）

(ロ) 平成 27 年度以降、国庫補助事業で文化庁指導のもと国指定文化財建造物又は国指定史跡の保存活用計画作成支援にかかる契約履行実績（ただし、履行中のものを除く。）を有することがわかる契約書及び業務内容がわかる仕様書等の写し。

(ハ) 管理技術者及び主任技術者（兼務可能）に求める下記要件の証明書類

- ・建築士法に基づく構造設計一級建築士、又は建築士法に基づく一級建築士免許取得後に建築士法施行規則に基づく実務の経験を 5 年以上有する者（資格証明書類の写し、技術者の経歴書等）
- ・過去 15 年間（平成 22 年度から令和 6 年度まで）で文化財保護法に規定する重要文化財の建造物（組積造）の耐震補強設計業務において 1 件以上の実績を有する者（技術者の経歴書等）

(ニ) 照査技術者に求める下記要件の証明書類

- ・文化財建造物修理主任技術者（文化庁主催の当該技術者講習会普通コース又は上級コースの課程を修了した者）（修了証明書類の写し等）
- ・過去 15 年間（平成 22 年度から令和 6 年度まで）で文化財保護法に規定する重要

文化財の建造物（組積造）の耐震補強設計業務において1件以上の実績を有する者（技術者の経歴書等）

(カ) 使用印鑑届（様式6）

(キ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】

(ク) 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの）

(ケ) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）
【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(コ) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）の納税証明書
【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(サ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(シ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）

ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）

※ (コ)及び(サ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。

※ (カ)～(シ)は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式3-1に承認番号を記載すること）。

【共同事業体】

(ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式3-2）

(イ) 共同事業体届出書兼委任状（様式4）

(ウ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式5）

(エ) 平成27年度以降、国庫補助事業で文化庁指導のもと国指定文化財建造物又は国指定史跡の保存活用計画作成支援にかかる契約履行実績（ただし、履行中のものを除く。）を有することがわかる契約書及び業務内容がわかる仕様書等の写し。

(オ) 管理技術者及び主任技術者（兼務可能）に求める下記要件の証明書類

- ・ 建築士法に基づく構造設計一級建築士、又は建築士法に基づく一級建築士免許取得後に建築士法施行規則に基づく実務の経験を5年以上有する者（資格証明書類の写し、技術者の経歴書等）
- ・ 過去15年間（平成22年度から令和6年度まで）で文化財保護法に規定する重要文化財の建造物（組積造）の耐震補強設計業務において1件以上の実績を有する者（技術者の経歴書等）

(カ) 照査技術者に求める下記要件の証明書類

- ・ 文化財建造物修理主任技術者（文化庁主催の当該技術者講習会普通コース又は上級コースの課程を修了した者）（修了証明書類の写し等）
- ・ 過去15年間（平成22年度から令和6年度まで）で文化財保護法に規定する重要文化財の建造物（組積造）の耐震補強設計業務において1件以上の実績を有する者（技術者の経歴書等）

(キ) 使用印鑑届（様式6） ※代表構成員のみ

(ク) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】 ※代表構成員のみ

(ケ) 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容が分かるもの）

- (ロ) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）
【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (ハ) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）の納税証明書
【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (ニ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (ホ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）
ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）
- (セ) 共同事業体協定書（写し）【構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されているもの】
- ※ (ウ)及び(ケ)～(ス)は、構成員となる全ての事業者について提出すること。
- ※ (サ)及び(シ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。
- ※ (キ)～(ス)は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式4に承認番号を記載すること）。

イ 提出期限

令和7年5月20日（火）午後5時まで（必着）

また、参加申請書類の提出と併せて、下記9のEメールあてに「件名：参加申請_泉布観・旧桜宮公会堂・泉布観地区保存活用計画(仮称)作成支援及び検討調査等業務委託【単独法人等又は共同事業体の名称】」を明記して空メールを送信すること。

ウ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

エ 参加資格審査結果通知

全ての参加申請者に対し、令和7年5月26日（月）（予定）に様式3-1又は3-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

オ その他

上記2（7）③④を、上記エの通知と合わせて提供する（上記6（1）カで提供している者は除く）。

（4）企画提案書類の提出

ア 提出書類

- (ア) 公募型プロポーザル企画提案書（様式7-1（単独法人等用）又は7-2（共同事業体用））
- (イ) 以下の項目が記載された提案書（A4判両面印刷30ページまで（表紙や目次も制限ページ数に含む。）で作成することとし、用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一のうえ、ページ番号を付すること。図等の使用も可とするが、主要な文字の大きさ（ポイント数）は11ポイント以上とする。
 - ①本業務に対する考え方、実施方針
 - ②本業務の実施方法、手法、スケジュール等
 - ③本業務にかかる実施体制

- ④対象文化財の特性・特徴を踏まえ、保存活用計画において特に重要視する項目及び当該項目にかかる業務の具体的な進め方
- ⑤対象文化財の特性・特徴及び既往調査結果を踏まえた調査内容など、耐震診断・補強案作成にかかる業務の具体的な進め方
- (ウ) 業務実績調書（任意様式）
- (エ) 提案見積及び積算根拠（任意様式）
以下の項目ごとに見積書（各年度）を作成し、提出すること
- ① 仕様書 6（１）、（２）ア、（２）ウのうち泉布観地区部分、それに伴う（３）・（４）、（５）
- ② 仕様書 6（２）イのうち泉布観部分、それに伴う（３）・（４）、（５）
- ③ 仕様書 6（２）イのうち泉布観煉瓦倉庫部分、（２）ウのうち泉布観煉瓦倉庫部分、それに伴う（３）・（４）、（５）

イ 提出部数

正本（上記 6（４）ア（ア）～（エ））：１部（記名したもの）

副本（上記 6（４）ア（ア）～（エ））：７部

※副本には記名せず、事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」や「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

ウ 提出期限

上記 6（３）エの参加資格審査結果通知（合格）を受け取った日から令和 7 年 6 月 3 日（火）午後 5 時まで（必着）

エ 提出方法

提出期限までに下記 9 の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

7 選定に関する事項

企画提案の審査については、有識者会議を開催し、以下の評価項目についての意見を聴取のうえ、発注者で受注予定者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

なお、有識者会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験を有する外部の者で構成する。

(1) プレゼンテーション審査

ア 実施日時

令和 7 年 6 月 18 日（水）（予定）

※時間など詳細は、上記 6（３）エの参加資格審査結果通知に記載する。

イ 実施場所

大阪市福島区野田 1－1－86

大阪市経済戦略局分室（大阪市中央卸売市場本場業務管理棟内）会議室

ウ 内容・方法等

- ・参加者が行うプレゼンテーションは、上記 6（４）アの提出書類を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。また、プロジェクター等機材の使用は不可とする。

- ・1 者あたり 30 分程度（うち説明 10 分以内、質疑応答含む。）とし、参加者は 1 者あたり 4 名以内とする。共同事業体の場合も同様とする。

※実施日時、実施場所、説明時間等について、変更する場合がある。

※プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

（２）選定基準・方法

評価項目		審査内容	配点
趣旨の理解	本業務に係る総括的な考え方、目的・内容の理解	・本市の示す業務の目的、内容等が十分に理解されているか。	10
実施体制	業務実施体制	・本業務を確実に遂行するために、適切な実施体制（人員配置及び役割分担など）が確保されているか。	15
	業務責任者・業務従事者の適性	・業務責任者及び業務従事者は、業務に必要な資格、知見、専門知識、技術及び実績を有しているか。	15
	スケジュール	・スケジュールは、具体的な手順が示され、妥当で、適切に業務実施できるものとなっているか。	10
専門能力	専門知識・的確性	・文化財の保存活用に関する制度や手法を正しく理解し、対象文化財の特性・特徴を的確に踏まえた提案内容となっているか。	15
	実効性	・本業務で必要とする各種調査等にかかる視点や考え方が適切に示され、具体的で実効性のある業務内容・進め方が提案されているか。	15
実績	事業者の業務実績	・国庫補助事業で文化庁指導のもと、国指定文化財建造物、国指定史跡の保存活用計画作成支援や、重要文化財（建造物）耐震診断事業にかかる業務実績があり、当該実績が本業務で活かされることが期待できるか。	10
価格	委託料の総額（消費税及び地方消費税を含む。）	・費用の積算に根拠と妥当性があるか。	10
合計（委員 1 名あたり）			100

- ア** 上記の選定基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、外部有識者で構成される有識者会議の意見を聴取したうえで評価を実施し、全委員の合計点が最も高い提案者を受注予定者として選定する。
- イ** 全委員の合計点が最も高い提案者が 2 者以上（同点）の場合は
- ・「実施体制」の各項目の合計点が高い者を受注予定者とする。
 - ・「実施体制」の各項目の合計点も同じ場合は、「専門能力」の各項目の合計点が高い者を受注予定者とする。

- ・「専門能力」の各項目の合計点も同じ場合は、「実績」の合計点が高い者を受注予定者とする。
- ・「実績」の合計点も同じ場合は、「趣旨の理解」の合計点が高い者を受注予定者とする。
- ・「趣旨の理解」の合計点も同じ場合は、くじ引きにより受注予定者を決定する。

- ウ 合計点が最も高い提案者の評価において、1 委員でも評価点が 60 点未満又は 1 項目でも 0 点があった場合は、受注予定者を選定しない場合がある。その場合、次に合計点の高い提案者を**ア**の「合計点が最も高い提案者」とする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア** 参加資格を有しない者が提案を行うこと。
- イ** 同一参加者が複数の提案を行うこと。
- ウ** 有識者会議委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- エ** 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- オ** 受注予定者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- カ** 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。
- キ** その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ク** 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ケ** プレゼンテーション審査を欠席すること。
- コ** 提案見積書に記載の額が、上記**2**（**3**）の契約上限額を超えているもの。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は全ての参加者に対し、令和 7 年 6 月下旬（予定）に様式 3－1 又は 3－2 に記載の担当者メールアドレスあてに通知するとともに、経済戦略局ホームページに掲載する。なお、参加者が共同事業体の場合は、共同事業体名称及び構成員となる全ての事業者名についても公表する。

8 その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書等は、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) 全ての提出書類は返却しない。
- (4) 提出された書類等は、審査・受注予定者選定用以外に参加者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）。
- (5) 期限後の書類の提出、差替え等は認めない。ただし、本市より指示があった場合はこの限りではない。
- (6) 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務

においては、発注者と協議を行い策定する仕様にに基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。

- (7) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (8) 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、1 委員でも評価点が 60 点未満又は 1 項目でも 0 点があった場合は、受注予定者を選定しない場合がある。

9 提出先、問合せ先

担当：大阪市経済戦略局企画総務部総務課（調達担当）

住所：〒559-0034

大阪市住之江区南港北二丁目 1 番 10 号 ATC ビル 0' s（オズ）棟南館 4 階

電話：06-6615-3719

E メール：keisen-keiyaku@city.osaka.lg.jp

受付については、午前 9 時から午後 5 時までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後 0 時 15 分から午後 1 時までを除く。